

変更届出書

令和8年8月26日

大阪府知事 様

大東市赤井一丁目2番12号
大川創業株式会社
代表取締役 大川 博史

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ポップタウン住道
所在地 大東市赤井一丁目445番1他
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 710台
(全体収容台数804台（うち、小売店舗用710台、併設施設用94台）)
(位置は別添図面2(1)参照)
(変更後) 620台
(全体収容台数714台（うち、小売店舗用620台、併設施設用94台）)
(位置は別添図面2(2)参照)
 - (2) 駐輪場の位置
(変更前) 別添図面2(1)参照
(変更後) 別添図面2(2)参照
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 4箇所（うち、出入口2箇所、入口1箇所、出口1箇所）
(位置は別添図面2(1)参照)
(変更後) 2箇所（うち、出入口2箇所）
(位置は別添図面2(2)参照)
- 3 変更する年月日
令和9年4月27日
- 4 変更する理由
北側立体駐車場を閉鎖し使用できなくなることから、駐車場の位置の変更及び収容台数の減少、駐輪場の位置の変更、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更が生じるため

添付書類－ 1 （大規模小売店舗立地法第 5 条第 2 項関係）

施行規則第 4 条の規定に基づく事項

法人にあってはその登記事項証明書（1号）	☐ 別添のとおり（原本のみ）
主として販売する物品の種類（2号）	☐ 別表1のとおり
必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠（4号）	☐ 予測結果：必要収容台数611台 ☐ 算出根拠：別表2に示すとおり
駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項（5号）	☐ 別表3に示すとおり
来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（6号）	☐ 別表4に示すとおり

添付書類－２（大規模小売店舗立地法第５条第２項関係）

施行規則第４条の規定に基づく事項

平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠（10号）	□予測結果：下表のとおり					
	予測地点	用途地域	予測結果(dB)		環境基準(dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
	予測地点a (1階面)	近隣商業地域	56	46	60	50
	予測地点a (2階面)		58	48	60	50
	予測地点b (2階面)		53	42	60	50
	予測地点b (3階面)		53	44	60	50
	予測地点c (3階面)		57	47	60	50
	予測地点d (1階面)		49	37	60	50
	予測地点d (2階面)		50	39	60	50
	予測地点e (1階面)		51	35	60	50
	予測地点e (11階面)		57	47	60	50
	予測地点f (1階面)		57	34	60	50
	予測地点f (11階面)		57	46	60	50
	予測地点g (1階面)		55	31	60	50
	予測地点g (5階面)		57	34	60	50
	予測地点h (2階面)		49	38	60	50
	予測地点h (4階面)		51	39	60	50
	予測地点i (1階面)		50	41	60	50
	予測地点i (3階面)		57	45	60	50
	予測地点j (1階面)		52	—	60	—
	予測地点j (2階面)		55	—	60	—
	予測地点j (3階面)		57	—	60	—

(1階：1.2m、2階：5.0m、3階：8.0m、4階：11.0m、5階：14.0m、11階：32.0m)
□算出根拠：別添騒音等関連資料に示すとおり

添付書類－３（その他指針に係る事項）

生活環境の保持に配慮した事項

【駐車場・駐輪場の需要に関して取り組む内容】

- ・ 必要駐車台数は、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」（以下、大店立地法指針）に基づき算出すると 990 台となりますが、現在の駐車場の利用実績より導かれる全体としての必要駐車場台数 705 台（うち、小売店舗用は 611 台）（騒音等関連資料 p.6 参照）と、設置台数 714 台（うち、小売店舗用は 620 台）以下であるため、減少後の駐車台数でも周辺交通に著しい影響を与えることはないと考えています。
- ・ 従業員の自動車での通勤禁止を徹底しています。
- ・ 必要駐輪台数は、大東市における附置義務条例に基づき必要駐輪台数を算出すると 877 台となりますので、駐輪台数は大東市における附置義務台数を満たす 877 台（うち、小売店舗用 577 台、従業員用 238 台、併設施設用 62 台）を確保いたします。
- ・ 障がい者等用駐車場 4 台を確保しています。

【歩行者の通行の利便性の確保、来店車両の交通整理等、交通安全に関して配慮する事項】

- ・ 市道横山若宮線側敷地の一部を市に帰属し、道路幅員を拡幅することで周辺交通の安全を確保しています。
- ・ 歩行者の通行の安全性・利便性を確保するため、市道横山若宮線側敷地内に幅員 2.0m 以上の敷地内歩行空間を設置しています。また、一部に歩道柵を設け、歩行者と自動車を分離しています。
- ・ 出入口①は歩道整備されている府道住道停車場線にあり、当該出入口は通学路にあたっているため、児童の安全を確保するために 8 時 30 分以前は利用禁止としています。また、右折入庫対策及び児童を含めた歩行者等の安全を確保するため、右折入庫禁止看板の設置及び交通整理員の適宜配置を行っています。
- ・ 出入口②及び搬入車両出入口には歩行者等の安全を確保するため、交通整理員を適宜配置しています。
- ・ 荷さばき施設には作業の都度、交通整理員を配置し、来客車両や歩行者等の安全を確保しています。

【来店車両の経路の設定】

- ・ 今回北側立体駐車場を廃止しますが、各方面から店舗駐車場への来退店経路は変更ありません。
- ・ 来店車両の経路について店内掲示、広告チラシにより周知しています。
- ・ 来客車両及び搬入車両動線は基本的に左折入庫・左折出庫としています。ただし、A1 棟搬入車両については生活道路への進入をなくすため、左折入庫・右折出庫としています。

【防災・防犯対策への協力に関して配慮する事項】

- ・ 店内を警備員・従業員の巡回により防犯に努めています。
- ・ 従業員による青少年への声掛けにより、非行防止に努めています。

- ・ 防犯カメラを設置し、防犯に努めています。
- ・ 青少年のたまり場にならないよう、A2 棟駐車場は営業時間終了後速やかに駐車場出入口等を施錠しています。
- ・ 大東市地域防災計画に則り、地域の防災活動に協力しています。
- ・ 営業時間終了後、必要な照明を確保し、防犯に努めています。

【店舗から発生する騒音による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】

- ・ 物流センター便による一括配送を実施し、搬入・搬出車両台数の減少に努めています。
- ・ 荷さばき車両に対しては『大阪府生活環境の保全等に関する条例』に基づき、アイドリングを行わないよう指導を徹底しています。また、「クラクション・空ふかしの禁止」、「静かなドアの開閉」についても指導を徹底しています。
- ・ 廃棄物収集車両に対しては、アイドリングを行わないよう指導を徹底しています。また、「クラクション・空ふかしの禁止」、「静かなドアの開閉」についても指導を徹底しています。
- ・ お客様に対しては、『大阪府生活環境の保全等に関する条例』に基づき、駐車場内等にアイドリング禁止の表示を行い周知しています。また、表示には、「クラクション・空ふかしの禁止」、「静かなドアの開閉」についても併記し、お客様に協力を呼びかけています。
- ・ 店外に向けての拡声器等による商業宣伝は行っておりません。
- ・ A1 棟専門店の荷さばき作業は早朝をさけて、午前 9 時以降としています。
- ・ 設備騒音の対策として、遮音壁の設置や、住居に近いガラリへのダクトサイレンサーを設置しています。
- ・ 車両走行音の対策として A2 棟北側に遮音壁を設置しています。
- ・ 荷さばき作業音の対策として、A2 棟荷さばき施設は半屋内化としています。

【廃棄物等について、適正処理、減量化、リサイクルに関する取り組み内容及び廃棄物の保管等による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】

- ・ 廃棄物保管施設は必要容量（89.6m³）を超える実保管容量（445.9m³）を確保しています。
- ・ 一般廃棄物については、大東市の一般廃棄物処理計画に基づき、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）等に積極的に取り組むとともに、循環的利用に適さない廃棄物については適正に処理しています。
- ・ 産業廃棄物（廃プラスチック、金属くず、ガラスくず等）については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等に基づき適正に保管するとともに、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処分を委託しています。
- ・ 店頭にて紙パック、缶、ペットボトル、トレイの回収を実施し、資源のリサイクルに努めています。
- ・ 商品搬入時のダンボール、発泡スチロール等を回収し、リサイクルに努めています。
- ・ 『食品リサイクル法』に基づき、食品廃棄物の排出抑制及びリサイクルを行っています。
- ・ 使用済みのエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、『特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）』に基づき、引き取り、収集、運搬及び引き渡しを適切に行っています。
- ・ お買物袋持参運動を実施し、買い物袋の減量に努めています。

【店舗から発生する悪臭による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】

- ・ 廃棄物等の保管庫は全て屋内に配置しています。
- ・ 生ごみ等はビニール袋で密封し、密封性を確保した保管庫で保管して臭気の拡散を抑制しています。また、温度管理により冷蔵保管することにより、臭気の発生・拡散を防止しています。
- ・ 廃棄物保管施設は毎日水洗い清掃し、臭気の発生を抑制しています。
- ・ 食品加工場から発生する汚水の悪臭対策としてグリストラップを設置し、定期的に清掃を行っています。
- ・ 調理臭が発生する総菜の食品加工場等からの排気口は、住宅への影響を考慮し屋上に設置し定期的に清掃をしています。

【街並みづくり、景観に関して配慮する事項】

- ・ 周辺の街並みと調和した建物計画及びサイン計画等に努めています。
- ・ 『大阪府屋外広告物条例』及び『大阪府景観条例』を遵守し、著しく派手な色彩にしない等、周辺地域や建物と調和したものとしています。

【照明の配置に関して配慮する事項】

- ・ 防犯に必要な照明以外は、営業終了後速やかに消灯しています。
- ・ 周辺住居に配慮した照明計画としています。

【その他】

- ・ 万一、近隣住民様から苦情等の申し入れがあった場合には、適切に対応し、改善に努めます。

別表1 (1)

小売業者の名称	店舗面積	営業時間	主要販売品目	代表者 (法人)	住所	変更年月日	変更理由
< A 1 棟 >							
1 株式会社 ダイエー	1,597 ㎡	9:00～0:00	食料品・日用品	代表取締役 西峠 泰男	茨木市横江二丁目7番52号	①R4. 3. 1 ②R8. 3. 1	①代表者変更 ②住所変更
2 株式会社服部雄一商店	10 ㎡	10:00～20:00	印章・印刷・表札	代表取締役 服部 雄一	大阪市旭区新森二丁目2番14号	—	—
3 株式会社 プラザクリエイトストアーズ	32 ㎡	10:00～20:00	D P E	代表取締役 大島 康弘	東京都中央区晴海一丁目8番10号	H29. 10. 1	称号変更
4 株式会社 アイザンパニー	25 ㎡	10:00～20:00	菓子	代表取締役 今駒 則博	寝屋川市寿町61番8号	—	—
5 有限会社 ライジングブレイン	31 ㎡	10:00～20:00	たこ焼き・回転焼	代表取締役 坂口 治男	大阪市都島区都島南通二丁目4番25号	—	代表者誤記
6 削除	—	—	—	—	—	—	—
7 削除	—	—	—	—	—	—	—
8 削除	—	—	—	—	—	—	—
9 株式会社 しらかば	62 ㎡	10:00～20:00	化粧品	代表取締役 高井 弘至	兵庫県尼崎市武庫元町二丁目14番12号	—	—
10 株式会社 オンリー	162 ㎡	10:00～20:00	紳士服	代表取締役 中村 直樹	京都府京都市下京区松原通島丸西入る玉津島303番地	—	—
11 今井 廣	48 ㎡	10:00～20:00	婦人服	今井 廣	大阪市都島区中野町四丁目16番18号	H30. 5. 23	住所変更のため
12 株式会社 田仲屋	90 ㎡	10:00～20:00	呉服	代表取締役 田仲 雅博	大東市赤井一丁目4番3号	—	—
13 ジーエット 株式会社	371 ㎡	10:00～20:00	ファミリーカジュアル	代表取締役 石野 孝司	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	①R7. 9. 18 ②R6. 5. 22	①称号変更 ②代表者変更
14 株式会社 ユニクロ	633 ㎡	10:00～20:00	カジュアル	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番1号	—	—
15 削除	—	—	—	—	—	—	—
16 株式会社 ハニーズホールディングス	278 ㎡	10:00～20:00	レディース	代表取締役 江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号	H29. 3. 1	商号変更
17 株式会社 セリア	343 ㎡	10:00～20:00	日用品・生活雑貨	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濠2番38号	—	—
18 愛眼株式会社	107 ㎡	10:00～20:00	眼鏡	代表取締役 佐々 栄治	大阪市天王寺区大田四丁目9番12号	R5. 6. 29	代表者変更
19 削除	—	—	—	—	—	—	—
20 削除	—	—	—	—	—	—	—
21 削除	—	—	—	—	—	—	—
22 株式会社 西松屋チェーン	1,179 ㎡	10:00～20:00	ベビー・キッズ	代表取締役 大村 植史	兵庫県姫路市飾東町庄266番1号	R2. 5. 18	代表者変更
23 削除	—	—	—	—	—	—	—
24 株式会社スギ薬局	30 ㎡	9:30～19:00	調剤薬	代表取締役 岩崎 裕昭	兵庫県芦屋市大槻町1番18号	R7. 3. 11	商号変更
25 総合案内所	12 ㎡	10:00～20:00	たばこ	代表取締役 大川 博史	大東市赤井一丁目2番12号	—	—
26 株式会社 パティスリーモリタ	28 ㎡	10:00～20:00	洋菓子	代表取締役 森田 武雄	四條畷市楠公一丁目12番26号	R7. 9. 18	新規出店
27 株式会社 ビーアップ	54 ㎡	10:00～20:00	携帯電話	代表取締役 中込 正典	東京都足立区千住一丁目4番1号	R6. 12. 1	新規出店
28 株式会社 アエナ	187 ㎡	10:00～20:00	生活雑貨	代表取締役 馬場 雅子	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目2番16号	R7. 8. 20	新規出店
29 株式会社 プラスワン	9 ㎡	10:00～20:00	靴修理・合鍵他	代表取締役 吉田 昌史	大阪府城東区諏訪三丁目4番19号	R4. 1. 7	新規出店
30 川村義成 株式会社	88 ㎡	10:00～20:00	補聴器・福祉用具	代表取締役 川村 慶	大阪府北区天神橋一丁目18番18号	R7. 10. 29	新規出店
31 株式会社 トーシン	94 ㎡	10:00～20:00	カプセルトイ	代表取締役 砂田 靖志	北海道帯広市西6条南四十丁目3番3号	R6. 8. 17	新規出店

別表1 (2)

小売業者の名称								店舗面積	営業時間	主要販売品目	代表者（法人）	住所	変更年月日	変更理由
< A 2 棟 >														
1	株式会社 京阪百貨店			9,140 m ²	10：00～20：00	食品・日用品・衣料品	代表取締役 畑中 利彦	守口市河原町8番3号						代表者変更
2	株式会社 オンワード樫山			250 m ²	10：00～20：00	レディス・キッズ	代表取締役 保元 道宣	東京都中央区日本橋三丁目10番5号				R7.7.1	R4.3.1	代表者変更
3	削除			—	—	—	—	—				—	—	—
4	マツオインターナショナル株式会社			68 m ²	10：00～20：00	婦人服	代表取締役 松尾 憲久	大阪市中央区備後町三丁目4番9号				—	—	—
5	削除			—	—	—	—	—				—	—	—
6	株式会社 クリエイティブイコー			130 m ²	10：00～20：00	雑貨・ペット用品	代表取締役 北原 武幸	長野県長野市高田667番16号				R6.3.1		代表者変更
7	削除			—	—	—	—	—				—	—	—
8	株式会社 東京デリカ			100 m ²	10：00～20：00	バッグ・小物	代表取締役 木山 茂年	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号				H26.5.9		代表者変更
9	株式会社 キング			110 m ²	10：00～20：00	婦人服	代表取締役 山田 幸雄	吹田市豊津町1番7号				不明		住所変更
10	株式会社 タツミヤ			77 m ²	10：00～20：00	婦人服	代表取締役 指田 努	東京都八王子市晩町一丁目32番13号				—	—	—
11	削除			—	—	—	—	—				—	—	—
12	株式会社 アパル			55 m ²	10：00～20：00	宝石・雑貨	代表取締役 吉川 正人	奈良県桜井市大字桜井267番地				—		住所誤記
13	クールカレアン株式会社			55 m ²	10：00～20：00	婦人服	代表取締役 堀内 一夫	東京都品川区東品川四丁目12番6号				R4.12.26		住所変更
14	削除			—	—	—	—	—				—	—	—
15	株式会社 イチマルイチ			154 m ²	10：00～20：00	ファッシー雑貨	代表取締役 前田 文雄	大東市赤井一丁目15番33号				—	—	—
16	削除			—	—	—	—	—				—	—	—
17	削除			—	—	—	—	—				—	—	—
18	バレモ・ホールディングス株式会社			170 m ²	10：00～20：00	レディス	代表取締役 香西 雅弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号				①H21.2.21 ②R3.2.21		①商号変更 ②代表者変更
19	株式会社 パリッティインターナショナル			112 m ²	10：00～20：00	婦人服	代表取締役 寺村 幸子	大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番1号				R4.1.17		住所変更
20	有限会社 プラスワン喜久幸堂			95 m ²	10：00～20：00	宝飾品・時計	代表取締役 川東 久志生	大東市赤井一丁目4番1号				—	—	—
21	株式会社 手芸の丸十			131 m ²	10：00～20：00	手芸用品	代表取締役 畑 陽介	兵庫県加古川市加古川町中津448番1号				—	—	—
22	削除			—	—	—	—	—				—	—	—
23	株式会社 イトミヤ			109 m ²	10：00～20：00	婦人服	代表取締役 竹中 隆	大阪市阿倍野区阪南町一丁目3番10号				—	—	—
24	K. フォーシーズンズ 株式会社			274 m ²	10：00～20：00	レディス	代表取締役 深江 節子	東大阪市長田東三丁目2番4号				R3.4.1		称号変更
25	有限会社 B. S. T			136 m ²	10：00～20：00	メンズ・レディス	代表取締役 高森 正子	大阪市中央区南船場一丁目15番5号				①R7.1.17 ②R7.1.17 ③R7.1.17		①名称変更 ②代表者変更 ③住所変更
26	株式会社 ジェイランド			56 m ²	10：00～20：00	貴金属	代表取締役 越前 尚史	和泉市あゆみ野一丁目11番1号				—	—	—
27	削除			—	—	—	—	—				—	—	—
28	株式会社 バベレリア・イケダ			202 m ²	10：00～20：00	文具・雑貨	代表取締役 熊沢 宏	東京都八王子市八日町1番11号				—	—	代表者変更
29	株式会社 ニトリ			557 m ²	10：00～20：00	インテリア雑貨	代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市新琴似七条一丁目2番39号				H31.3.11		代表者変更
30	株式会社 ナガ美			11 m ²	10：00～20：00	高級食パン	代表取締役 多田 邦彦	大阪市中央区谷町四丁目10番8号				R3.10.2		新規出店
31	株式会社 ファイルド・リラックス			17 m ²	10：00～20：00	健康グッズ	代表取締役 辻岡 恒美	大東市南津の辺町23番33号				R6.4.10		南館から移転
32	株式会社 みのや			103 m ²	10：00～20：00	お菓子・食品	代表取締役 正木 宏和	埼玉県さいたま市中央区下落合1050番2号				R8.3.6		新規出店
33	バレモ・ホールディングス株式会社			160 m ²	10：00～20：00	雑貨・生活雑貨	代表取締役 香西 雅弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号				R7.9.22		新規出店
34	株式会社 オーバーライン			59 m ²	10：00～20：00	携帯電話販売	代表取締役 浅沼 瞬	大阪市北区梅田一丁目1番3-900号				R4.10.14		新規出店
35	株式会社 S-o-i t			71 m ²	10：00～20：00	ガチャポン	代表取締役 谷 美智代	大阪市北区梅田一丁目1番3-900号				R2.6.6		新規出店
36	株式会社 トーシン			104 m ²	10：00～20：00	カプセルトイ	代表取締役 砂田 靖志	北海道帯広市西6条南四十丁目3番3号				R6.8.17		新規出店
37	株式会社 いーふらん			75 m ²	10：00～20：00	買取専門店	代表取締役 渡辺 喜久男	神奈川県横浜市区西みなとみらい二丁目3番3号				R6.6.24		新規出店
店舗面積合計				18,051 m ²	23,647 m ² 小売店舗に係る延床面積									

○駐車場の必要収容台数を算出するための事項
(来客自動車の台数等の予測結果、根拠)

A : 店舗面積当たり日来客数原単位	950人/1000m ²
S : 店舗面積÷1000m ²	18.342
B : ピーク率	14.4%
C : 自動車分担率	56.25%
D : 平均乗車人員	2.417人/台
E : 平均駐車時間係数	101.7/60

市町村の人口	10万未満・10万以上40万未満・40万以上
出店地の区分	商業・その他
L : 駅改札口からの直線距離	250m (JR西日本片町線住道駅)

必要収容台数(物販) : $A \times S \times (B \div 100) \times (C \div 100) \div D \times E =$ 990台

●設置予定の来客駐車場台数

1カ所/合計台数 620台(全体収容台数714台
(うち、小売店舗用620台、併設施設等94台))

(位置ごとの台数)

区 分	図面位置	台数	利用可能時間	摘 要
A2棟駐車場	別添図面 2(2)	714台	8:30～翌0:30	

(併設施設の駐車場台数等)

種 類		店舗面積等	必要収容台数	算出根拠	摘 要※
併設 施設	飲食店街等	3,345m ²	11台	既存店実績等	駐車場は 共用する
	クリニック	434m ²	1台※		
	スポーツ施設	3,065m ²	26台		
	小計	6,844m ²	38台		
周辺 施設	ポップタウン 1,5番館	8,950m ²	57台		
	小計	8,950m ²	57台		
合 計		15,794m ²	95台※	—	

※小売店舗のピーク時にはクリニックは営業していないため、併設施設の自動車の必要収容台数はクリニックの必要収容台数を除いた94台となる。

○前頁及び上記の設定根拠及び指針に基づいて生活環境に配慮した事項

- ・必要駐車台数は、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」（以下、大店立地法指針）に基づき算出すると990台となりますが、現在の駐車場の利用実績より導かれる全体としての必要駐車場台数は最大で705台（うち、小売店舗用は611台）（騒音等関連資料P6参照）と設置台数714台（うち、小売店舗用は620台）以下であるため、減少後の駐車台数でも周辺交通に著しい影響を与えることはないと考えています。

○駐輪場の必要収容台数を算出するための事項

（位置ごとの台数）

区 分	図面位置	台数	摘 要
建物(A-2棟)東側駐輪場	別添図面2(2)	128台	小売店舗用577台 併設施設用62台 従業員用238台
建物(A-2棟)西側駐輪場		160台	
建物(A-2棟)南側駐輪場(1)		293台	
建物(A-2棟)南側駐輪場(2)		20台	
建物(A-1棟)西側駐輪場		60台	
建物(A-1棟)南側駐輪場		116台	
西側隔地駐輪場		100台	
合 計		877台	

○前頁及び上記の設定根拠及び指針に基づいて生活環境に配慮した事項

- ・必要駐輪台数は、大東市における附置義務条例に基づき必要駐輪台数を算出すると877台となりますので、駐輪台数は大東市における附置義務台数877台を確保しています。

○「大東市自転車等の放置防止に関する条例」による必要駐輪台数

※店舗等面積が5,000㎡までの部分については店舗等面積20㎡ごとに1台

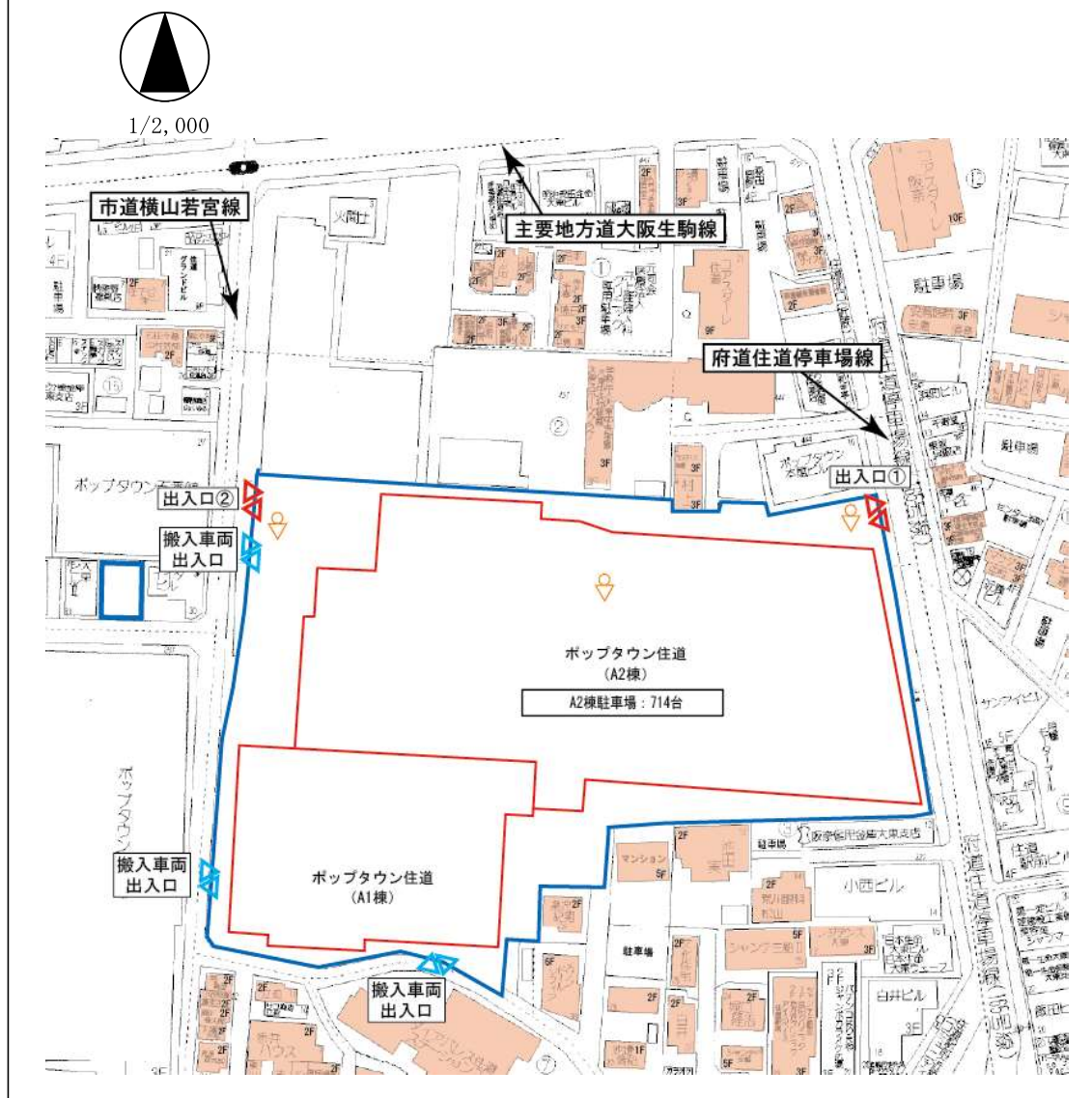
店舗等面積が5,000㎡を超える部分については店舗等面積40㎡ごとに1台

$$\begin{aligned}\text{必要駐輪台数} &= 5,000\text{㎡}(\text{延床等面積}) \div 20\text{㎡/台} \\ &\quad + 25,080\text{㎡}(\text{延床等面積}) \div 40\text{㎡/台} \\ &= 877\text{台}\end{aligned}$$

○駐車場の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
 (駐車場の自動車出入口の形式、来客自動車の方向別台数予測等)

[入出庫経路]

〈 駐車場出入口位置と方向別入出庫台数 〉



上記のように設定した理由、また指針に基づいて生活環境に配慮した事項

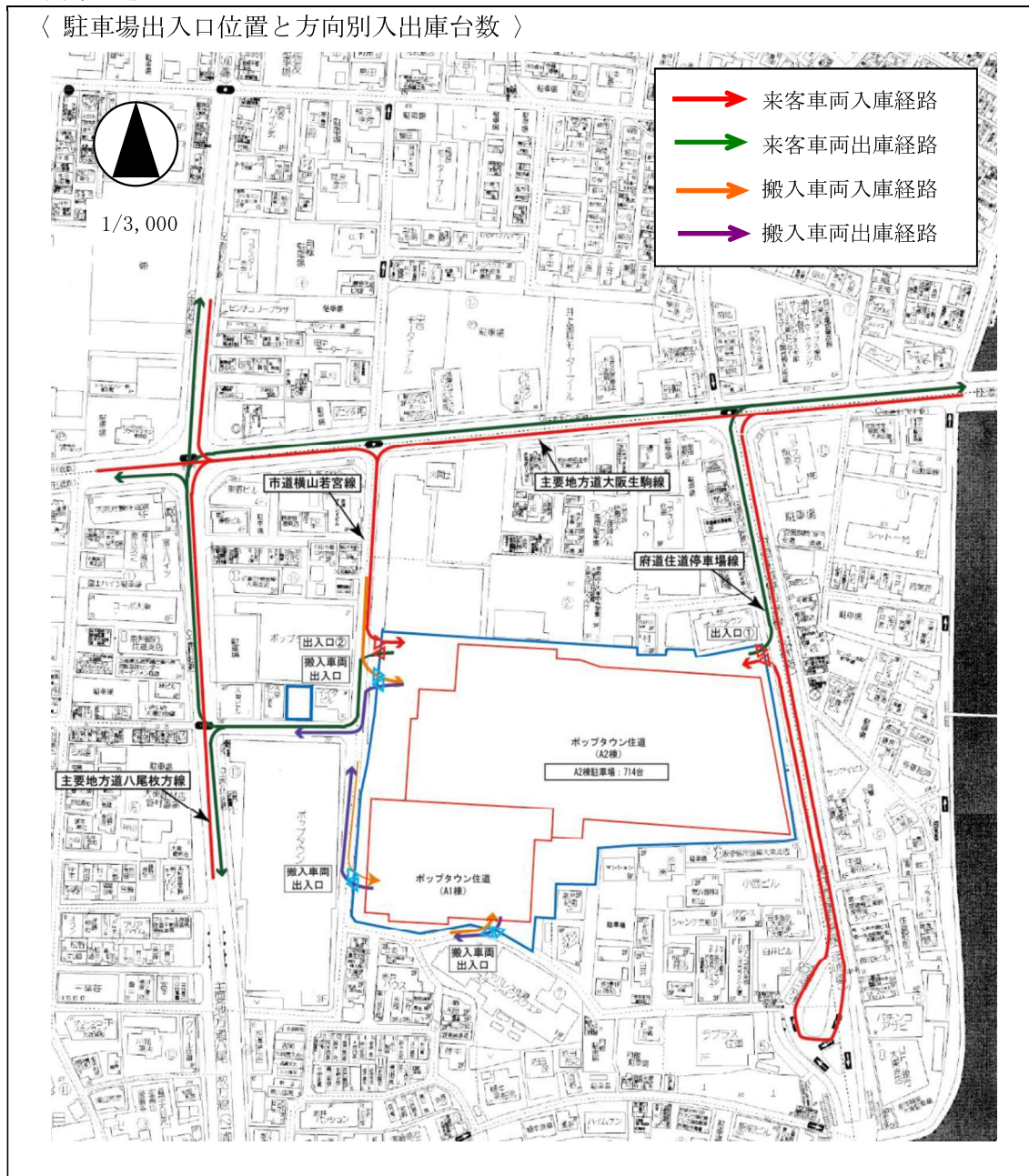
- ・市道横山若宮線側敷地内の敷地内道路を市に帰属し道路幅員を拡幅して、周辺交通の安全を確保しています。
- ・歩行者の通行の安全性・利便性を確保するため、市道横山若宮線側敷地内に 2.0m 以上の敷地内歩行空間を設置しています。また、一部に歩道柵を設け、歩行者と自動車を分離しています。
- ・店舗南側敷地内にゼブラゾーンを設け、自動車等が相互通行し易いよう配慮し、周辺交通の安全を確保しています。

- ・ 出入口①は歩道整備されている府道住道停車場線にあり、当該出入口は通学路にあたるため、児童の安全を確保するために 8 時 30 分以前は利用禁止とし、営業時間中は交通整理員を適宜配置することにより、歩行者の安全を確保しています。また、右折入庫対策及び歩行者等の安全を確保するため、右折入庫禁止看板の設置及び交通整理員の適宜配置を行っています。
- ・ 出入口②及び搬入車両出入口には歩行者等の安全を確保するため、交通整理員を適宜配置しています。
- ・ 荷さばき施設には作業の都度、交通整理員を配置し、来客車両や歩行者等の安全を確保しています。

○来客自動車を駐車場に案内する経路及び方法

[入出庫経路]

〈 駐車場出入口位置と方向別入出庫台数 〉



上記のように設定した理由、また指針に基づいて生活環境に配慮した事項

- ・今回北側立体駐車場を廃止しますが、各方面から店舗駐車場への来退店経路は変更ありません。
- ・東方面のお客様は、主要地方道大阪生駒線を経て府道住道停車場線より左折で入場して頂き、退店時には駐車場を左折で出場して頂き、府道住道停車場線を経て主要地方道大阪生駒線より退店して頂くよう案内しています。
- ・北・西・南方面のお客様は、主要地方道大阪生駒線を経て市道横山若宮線より左折で入場して頂き、退店時には駐車場を左折で出場して頂き、市道横山若宮線を経て主要地方道八尾枚方線より退店して頂くよう案内しています。

- ・来店車両の経路について店内掲示、広告チラシにより周知しています。
- ・来客車両及び搬入車両動線は基本的に左折入庫・左折出庫としています。ただし、A1棟搬入車両については生活道路への進入をなくすため、左折入庫・右折出庫としています。

[駐車待ちスペースの検証]

大店立地法指針に示される算定式によれば、A2棟駐車場で必要となる駐車待ちスペースは0mとなります。

A2棟の駐車待ちスペースを100m以上確保していることから、駐車待ちスペースに問題はないものと考えています。

[A2棟駐車場]

○必要な駐車待ちスペース

$$\begin{aligned} &= (\text{入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 \\ &\quad - \text{入口の1分当たりの入庫処理可能台数(2台分)}) \times 6 (\text{平均車頭間隔}) \\ &= (461(\text{台}) / 60 \times 1.6 - 60(\text{秒}) / 8(\text{秒/台}) \times 2(\text{台})) \times 6(\text{m/台}) \\ &= (12.3\text{台} - 15.0\text{台}) \times 6(\text{m/台}) \\ &= -16.2\text{m} \rightarrow 0\text{m} \end{aligned}$$